

坂出市地域防災計画 参考資料

第17章 保健・衛生関係

17-1 防疫活動組織計画

(香川県薬務感染症対策課)

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

1 県における防疫活動組織計画

(1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表 1 に掲げる事務を掌理する。

(2) 現地防疫対策本部の設置

- ア 必要に応じて、例 1 を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。
- イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。
- ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。
- エ 必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 一類二類感染症患者に対する処置

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定に基づき、感染症指定医療機関に患者を入院させる。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定機関への入院ができないときは、知事が適当と認める医療機関に入院させるものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示
- イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
- ウ 物件に係る措置の指示
- エ 生活の用に供される水の供給の指示
- オ 臨時の予防接種の命令

2 市町における防疫活動組織計画

(1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例 2 を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

(3) 清潔方法

- ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。
- イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

(4) 消毒方法

- ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。
- イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

- ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

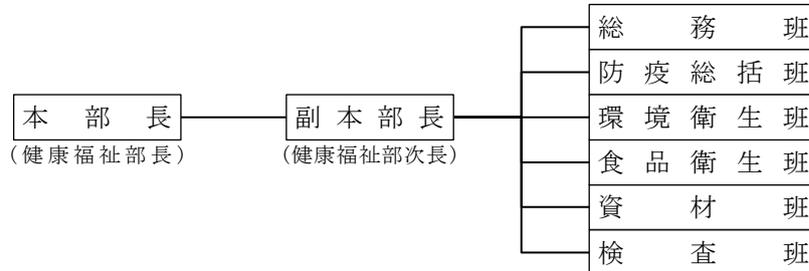
(6) 生活の用に供される水の供給

- ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。
- イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

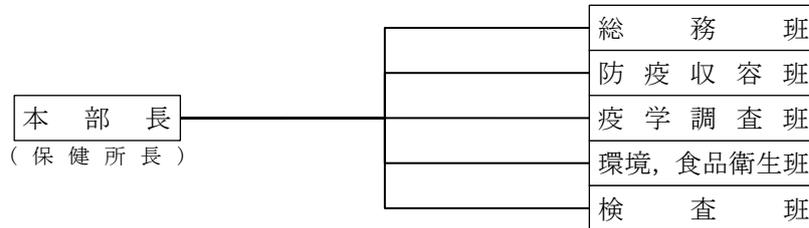
(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

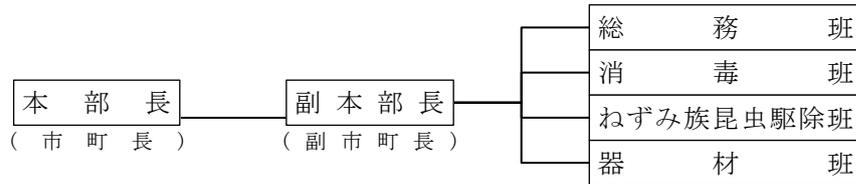
香川県防疫対策本部組織



例1 現地防疫対策本部組織(保健所)



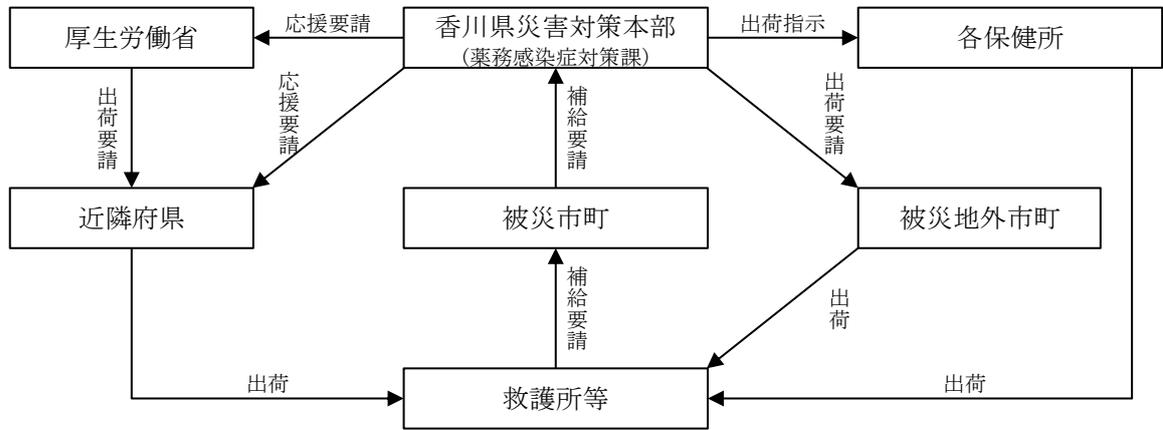
例2 市町防疫対策本部組織



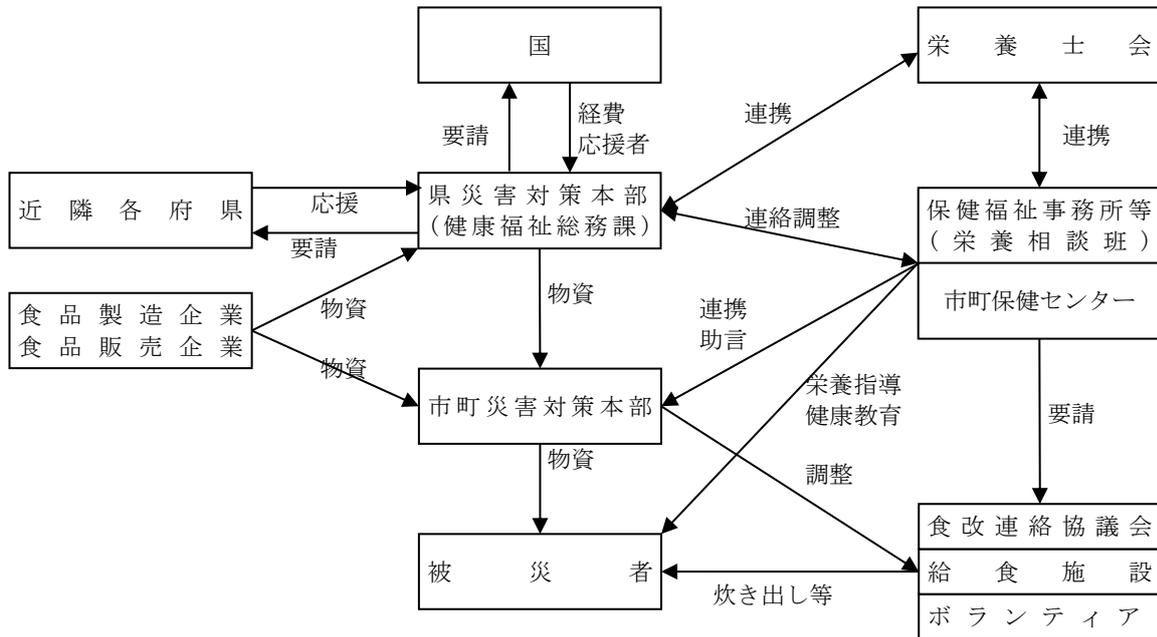
別表 1

班	分掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部内の連絡調整 2 保健所間の応援体制，要員の確保 3 報道機関への広報 4 関係行政機関及び団体との連絡調整 5 防疫対策に要する予算措置
防疫総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の措置及び解散 2 厚生労働省，検疫所，関係都道府県，環境保健研究センター，保健所，県医師会等との情報連絡 3 入院施設の確保と入院措置の指導 4 疫学調査 5 消毒方法，清潔方法の指導 6 衛生教育に関すること 7 その他防疫業務の総括に関すること
環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染調査の指導 2 ねずみ族，昆虫等の駆除の指導 3 下水系の汚染防止の指導 4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 5 不良水道施設等の改善措置 6 その他，環境衛生に関すること
食品衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品汚染調査と流通経路の調査 2 汚染食品の処分等の指導 3 食品及び食品施設の監視指導の強化 4 その他，食品衛生に関すること
資材班	防疫用薬剤及び資機材等の確保(調達，斡旋，輸送)
検査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 病原微生物の検索 2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

17-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図 (県計画より)

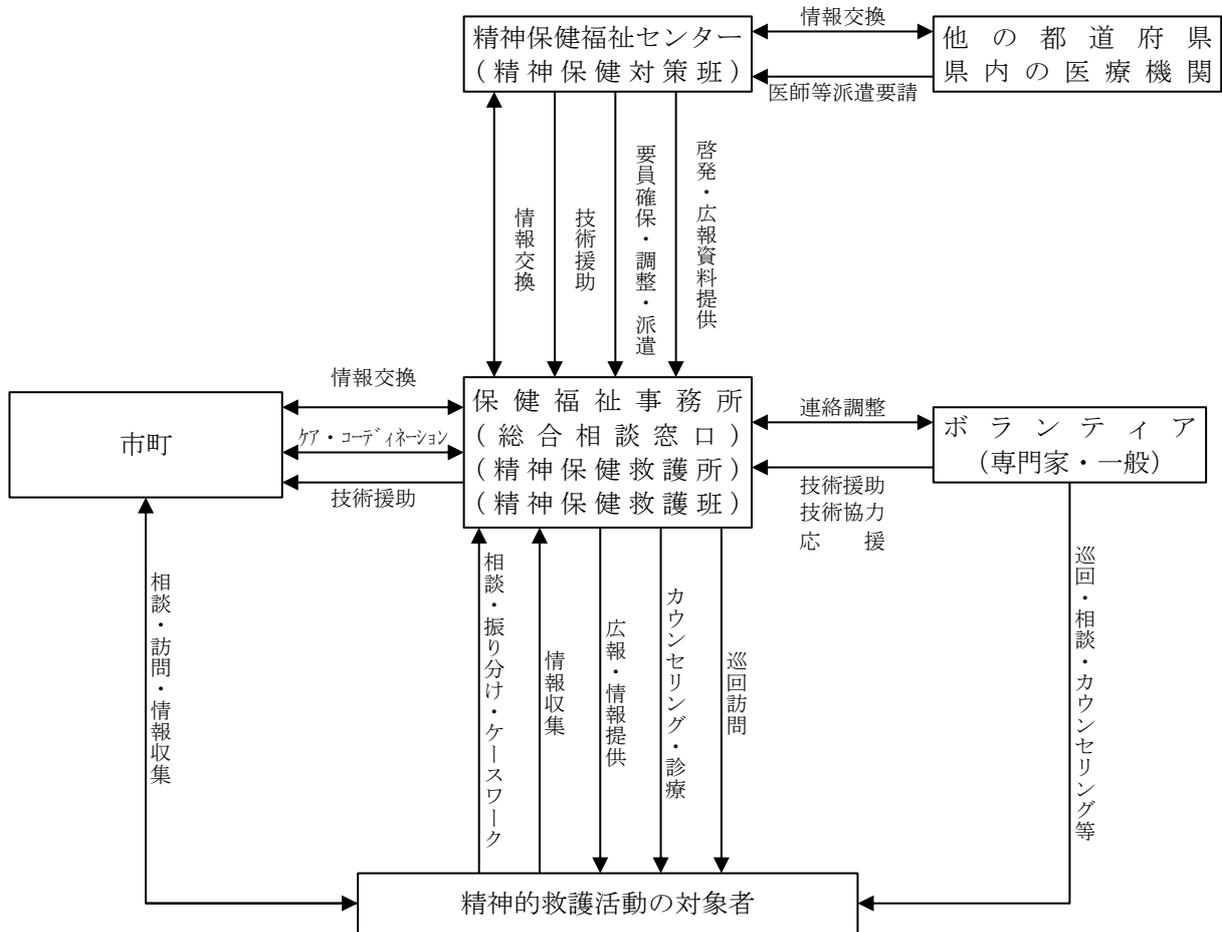


17-3 栄養相談・指導活動体系図
(県計画より)



- 国
 - ・ 県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。
- 近隣各府県
 - ・ 県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。
- 県災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関・団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 市町災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
 - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
 - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
 - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
 - ・ 市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないように調整する。
- 市町保健センター
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
 - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- 支援者・支援団体
 - ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
 - ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
 - ・ 給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
 - ・ ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て市町の指示に従い炊出し等を実施する。

17-4 精神保健活動体系図
(県計画より)



17-5 精神科医療機関

(県計画より坂出市分抜粋)

【医療機関】

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
回生病院	762-0007	坂出市室町3-5-28	0877-46-1011
こころの医療センター 五色台	762-0023	坂出市加茂町963	0877-48-2700
赤沢病院	762-0024	坂出市府中町325	0877-48-3200

【診療所】

診療所名	郵便番号	所在地	電話番号
つばさクリニック	762-0025	坂出市川津町字東山2459-1	0877-45-8886

17-6 香川県災害廃棄物処理計画(概要) (令和3年3月改定)

第1編 総則

1-1 背景及び目的

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする地震及び津波による災害(以下「東日本大震災」という。)では、膨大な量の災害廃棄物が発生するとともに、津波に伴う海水や土砂の影響により、沿岸地域では倒壊建物等が塩分や土砂混じりとなった。このため、災害廃棄物の量・質ともに困難なものとなり、岩手県や宮城県を主とする被災地域では、処理完了までに概ね3年の歳月を要した。

本県は「香川県地域防災計画(令和3年2月)」「香川県防災会議」において、地震及び津波による被害を想定し、今後発生する可能性のある南海トラフ地震等について、地震防災体制の推進を図っている。特に、廃棄物については、災害時において大量に発生する災害廃棄物等を適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとしている。

こうした背景から、「香川県災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)は、過去の教訓を活かすとともに、県内の市町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめ、平成28年3月に策定したものである。

本計画の策定以降、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の大規模な風水害が頻発しており、それらの災害対応での知見や平成30年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」の反映、廃棄物処理施設の状況の更新等を行うため、本計画の見直しを行った。

なお、引き続き、本計画は、県の地域防災計画や被害想定の見直し、市町災害廃棄物処理計画の改定状況、県内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、適宜、見直していくものとする。

1-2 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、南海トラフ地震等に起因する大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な想定を行なって課題等を抽出することにより、速やかで適切な災害復旧・復興対策に資することを目的として策定した。

想定する災害は、「香川県地域防災計画」に基づき、「南海トラフ地震(発生頻度が高い地震 L1)」、「南海トラフ地震(最大クラス L2)」、「中央構造線地震」、「長尾断層地震」を対象とした。計画では、災害廃棄物処理における基本的事項や処理対策を示すとともに、対象地震ごとの災害廃棄物の発生量や既存施設の処理可能量等を整理し、県及び市町の役割を明確にすることで、発災時に速やかに処理体制を構築することを目指した。

今後、本県が被災した場合に備え、県が中心となって市町間の調整、民間事業者への協力依頼、国への支援要請等を速やかに行うことができるよう、平時から市町や関係団体との連携強化に努める。また、本計画が災害時に有効に活用されるよう、計画の見直しや継続的な職員への周知活動に努める。

なお、水害対策については、発生量等の具体的な推計は行わないものの、基本的な考え方を整理するものとした。

(2) 本計画の位置づけと構成

① 計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災や阪神淡路大震災等から得られた最新の知見や環境省の「災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)」を踏まえ、「香川県地域防災計画」や「香川県廃棄物処理計画」を補完し、具体化した形で作成するものとし、「市町災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図る。

(図1-2-(2)-1参照) (略)

② 計画の構成

本計画は、「第1編 総則」、「第2編 災害廃棄物対策」により構成される。

(3) 対象とする地震及び災害廃棄物

① 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害等の自然災害であり、想定地震の諸元を表1-2-(3)-1に、南海トラフ地震における震度予測図を図1-2-(3)-1に示す。

なお、水害対策については、第2編2-10大規模水害における災害廃棄物処理に示す。

表 1-2-(3)-1 想定地震の諸元

震 源		概 要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・最大クラスの地震に比べ、規模は小さいものの大きな被害をもたらす地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・甚大な被害をもたらす最大クラスの地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	<ul style="list-style-type: none"> ・中央構造線を震源とする震度 4～7 地震 ・県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすと考えられる
	長尾断層地震	<ul style="list-style-type: none"> ・長尾断層を震源とする震度 4～6 強地震 ・さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層であり、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすと考えられる

図 1-2-(3)-1 南海トラフ地震 L1 における震度予測図 (略)

② 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類を表 1-2-(3)-2 に示す。本計画では、以下の災害廃棄物を対象とする。

表 1-2-(3)-2 災害廃棄物の種類

発 生 源	種 類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物 津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

(4) 処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

① 目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

② 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

③ 処理期間

処理期間は、東日本大震災や阪神淡路大震災の処理期間実績を踏まえ 3 年以内の処理完了を目指す。

④ 処理責任

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市町が処理責任を有している。

このため、災害廃棄物の処理は市町が主体となって、処理方策を検討し実施することが基本であるが、県は要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

⑤ 処理体制

発生量の関係で、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難なことが想定される場合は、あらかじめ次の順で広域処理体制の構築を検討しておく必要がある。

- a 香川県ごみ処理広域化計画(平成 11 年 3 月)で示した連携処理を行う県内ブロック内で他市町への処理協力要請
- b a の当該県内ブロック外の県内市町への処理協力及び民間処理施設等での処理協力要請
- c 県外への処理協力要請（環境省地方環境事務所が中心となり、大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画が平成 30 年 3 月に策定されている）

(5) 処理主体

① 市町の役割

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号，以下「廃掃法」という。）」により，一般廃棄物に区分されることから，基本的には市町が処理の責任を担う。このため，発災時に迅速に対応できるよう，各市町においても策定した災害廃棄物処理計画について，適宜，見直しを行う。

【大規模災害時の基本方針】

- ・域内で発生する（災害廃棄物以外の）ごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。
- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえつつ，仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。その際，地域ブロックでの行動計画及び県の災害廃棄物処理の実効計画との整合性に留意する。
- ・被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ，県と緊密に連携し，災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- ・仮置場や仮設処理施設用地の選定，既存処理施設における災害廃棄物受入れ（広域的な処理を含む。）に係る住民との調整において，中心的な役割を担う。

（他市町への「支援」）

- ・被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合，被災市町からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。

（他市町等からの「受援」）

- ・大規模災害時に，他の市町等から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には，それらの市町や応援職員等との連絡調整や情報共有に係る受援体制を確立する。

② 県の役割

県は，被災市町に対して助言や技術的支援を行うとともに，県内市町や民間事業者団体等との協力体制を構築し，一連の災害廃棄物処理についての調整機能を担うことを基本とする。また，必要に応じて地域ブロックでの調整や国への支援要請等を行う。

【大規模災害時の基本方針】

- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ，仮置場の設置や災害廃棄物の処理について，市町との相互調整を行う。
- ・県は被災市町からの支援要請を取りまとめ，相互（県下の被災市町）調整をした上で，環境省と連携して，自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。

以下略

1 7 - 7 坂出市災害廃棄物処理計画(概要) (平成 3 0 年 3 月)

第 1 編 総 則

1 - 1 背景および目的

阪神淡路大震災(平成 7 年)、新潟中越地震(平成 16 年)、東日本大震災(平成 23 年)、熊本地震(平成 28 年)といった地震災害や、伊豆大島土砂災害(平成 25 年)、広島土砂災害(平成 26 年)、関東・東北豪雨災害(平成 27 年)、九州北部豪雨災害(平成 29 年)と近年頻発している風水害においては、平時の数年から十分相当する大量の廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となってきた。

地方公共団体が発災前に準備するための国指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針(厚生省活衛局水道環境部、平成 10 年 10 月)」が示されていたが、東日本大震災を契機として、平成 17 年に策定された「水害廃棄物対指針」との統合が行われ、「災害廃棄物対策指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 3 月)」(以下「国指針」という。)が新たに策定された。この指針においては、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画および市町村地域防災計画と整合を取りながら処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し継続的な見直しを行う。」ことが求められている。

香川県においては、過去の教訓を活かすとともに、県内の市町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画として取りまとめた「香川県災害廃棄物処理計画」(以下、「県計画」という。)を平成 28 年 3 月に策定している。

坂出市においても、今後大規模な地震災害や風水害が発生した場合、大量にすることが予測される災害廃棄物を迅速かつ適切な処理を図ることにより、市民の生活環境を確保し、早急に災害復旧・復興対策を推進していくための体制構築に資することを目的として、基本的な事項を定める坂出市災害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)を策定する。

なお、本計画策定にあたっては、坂出市地域防災等の関連や県計画と整合を図るとともに、国指針とも整合性のとれた具体的かつ実効性の高い計画を策定するものとする。

1 - 2 基本的事項

(1) 本計画の位置付けと構成

① 計画の位置づけ

本計画は、「国指針」に基づき、「県計画」との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体対応策を示す災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられる。また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である「坂出市地域防災計画」および本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「坂出市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

② 計画の構成

本計画は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 災害廃棄物対策」より構成される。

第 1 編 総 則	本計画の目的や基本的事項 背景および目的、基本的事項(計画策定の趣旨、本計画の位置付けと構成、 処理主体等)
第 2 編 災害廃棄物対策	災害時の廃棄物の処理に関する具体的事項 組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡、協力支援体制、職員への教育訓練、 一般廃棄物処理施設等、災害廃棄物処理、各種相談窓口の設置等、住民 等への啓発・広報、処理事業費の管理等

なお、本計画は、「坂出市地域防災計画」の改定や本計画で対象としている大規模災害の被害想定の見直しなど前提条件に変更があった場合や、今後、新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえて随時改定を行う。また、本計画に基づき、災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえて本計画の点検を行い、見直し・改定を行っていく。

(2) 対象とする地震及び災害廃棄物

① 対象とする地震

本計画では香川県の地域防災計画(平成 29 年 2 月)を基に以下の地震を想定地震と設定する。想定地震の諸元を表 1-1 に、想定地震における震度予測図を図 1-2~1-5 に示す。

また、水害については2-10 大規模水害における災害廃棄物処理にて記述する。

震 源		概 要
海溝型地震	南海トラフ地震 (最大クラスL 2)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフで発生する震度5強～7の地震 甚大な被害をもたらす最大クラスの地震 発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフで発生する震度4～6の地震 最大クラスの地震に比べ、規模は小さいものの大きな被害をもたらす地震 発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
直下型地震	中央構造線地震	<ul style="list-style-type: none"> 中央構造線を震源とする震度4～7の地震 県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすと考えられる
	長尾断層地震	<ul style="list-style-type: none"> 長尾断層を震源とする震度4～6強の地震 さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層であり、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすと考えられる

1) 南海トラフの最大クラスの地震(L 2)

南海トラフの最大クラスの地震では、県内のほぼ全域で震度6弱～6強の強い揺れが予想されている。また、観音寺市・東かがわ市・三豊市の一部の地域では震度7の揺れが予想されているため、被害の範囲が県内全域に及ぶ可能性がある。

2) 南海トラフの発生頻度の高い地震(L 1)

南海トラフの発生頻度の高い地震では、県内で震度4～6弱が予想されており、市域内での被害には偏りが生じる可能性がある。

3) 中央構造線で発生する地震

中央構造線で発生する地震では、県内で震度4～7の揺れが予想されている。島しょ部を除く地域では震度6弱～6強の強い揺れが広い範囲で予想されているため、被害の範囲が広がる可能性がある。

4) 長尾断層で発生する地震

長尾断層で発生する地震では、県内で震度4～6強の揺れが予想されているが、被害の範囲は想定断層付近に集中する可能性がある。

② 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類を 災表 1-2, 1-3 に示す。本計画では、以下の災害廃棄物を対象とする。

表 1-2 対象とする廃棄物(災害によって発生)

種 類	内 容
木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	置や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの (腐敗性や衛生上問題ない土砂については災害廃棄物に含まない)
廃家電*	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等**	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボード、太陽光パネルなど

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

表 1-3 対象とする廃棄物(被災者や避難者の生活に伴い発生)

種 類	内 容
生活ごみ*	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ, レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿

※平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

(3) 処理の基本的な考え方

地震・津波災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

① 目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に実施する。

② 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

③ 処理期間

処理期間は、東日本大震災や阪神淡路大震災の処理期間実績を踏まえ発災後 3 年以内の処理完了を目指す。

④ 処理責任

災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が処理責任を有している。

このため、災害廃棄物の処理は本市が主体となつて、処理方策を検討し実施することが基本であるが、県は要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

⑤ 処理体制

災害規模が大きく、平時の処理体制(既設の処理施設等)では処理が困難なことが想定される場合は、あらかじめ次の順で広域処理体制の構築を県と協議し検討しておく。

- a 香川県ごみ処理広域化計画(平成 11 年 3 月)で示した連携処理を行う県内ブロック内(図 1-6 参照)で他市町への処理協力要請
- b a の当該県内ブロック外の県内市町への処理協力及び民間処理施設等での処理協力要請
- c 県外への処理協力要請(災害廃棄物対策四国ブロック協議会において策定予定の行動計画に基づく)

(4) 処理主体

① 市の役割

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、災害廃棄物は原則として市が処理主体となり処理していくが、河川や道路・鉄等の公共施設工場事業所から排出される災害廃棄物の処理は事業者が行うことが基本となる。ただし、発災後に国が災害廃棄物の取扱いについて示した場合には、これ準じ過去の事例も踏まえて実際の被害状況に応じた適切な対応を行う。

なお、甚大な被害により本市のみによる対応が困難な場合は、地方自治法による県へ事務委託の手続きを検討する。地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき事務の委託があった場合は、県は災害廃棄物の処理を実施することができることとされている。また、平成 27 年 7 月に改定された災害基本法に基づき、大規模災害時において、被市町自らの処理が困難で、要請ある場合は、国が災害廃棄物の処理を代行する場合もある。

【大規模災害時の基本方針】

- ・ 域内で発生する(災害廃棄物以外の)ごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。
- ・ 平時に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。その際、地域ブロックでの行動計画および県の災害廃棄物処理の実行計画との整合性に留意する。
- ・ 被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- ・ 仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ(広域的な処理

を含む。)に係る住民との調整において、市は中心的な枠割を担う。

(他市町への「支援」)

- ・ 被災しなかったまたは被災の程度が軽度であった場合、市は被災の大きい市町からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。

(他市町からの「受援」)

- ・ 大規模災害時に、他の市町から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの市町や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

② 県の役割

県は、被災市町に対して助言や技術的支援を行うとともに、県内市町や民間事業者団体等との協力体制を構築し、一連の災害廃棄物処理についての調整機能を担うことを基本とする。また、必要に応じて地域ブロックでの調整や国への支援要請等を行う。

災害の規模が大きく、市町単独での処理が困難な場合には、市町により地方自治法による事務委託を受けて、主に二次仮置場以降の災害廃棄物処理を実施する。

【大規模災害時の基本方針】

- ・ 平時に策定した災害廃棄物処理計画や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町との相互調整を行う。
- ・ 県は被災市町からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町)調整をした上で、環境省と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。

第2編 災害廃棄物対策

2-1 組織体制・指揮命令系統

- (1) 坂出市災害対策本部 (略)
- (2) 災害廃棄物処理における指揮命令系統、体制構築

災害廃棄物対策における内部組織体制は図 2-2 を基本とする。災害廃棄物処理に係る業務は

- ・ 国への補助申請や委託業者契約業務、支援のために本市に入る国や県、他市町村や協定締結民間企業の受入れや調整の交渉
- ・ 仮置場の開設に向けた人員の配置や関係処理施設および民間業者との連携
- ・ 全壊した家屋等の解体に係る調整や処理手続き
- ・ 仮設トイレの配置や維持管理に関する手配
- ・ 地域住民やボランティアへのごみの分別や収集に関する広報や問い合わせ対応

等他分野にわたるため、分野ごとに担当者を決め、それぞれが役割を遂行すると共に、組織全体で緊密な情報共有に努める。担当者の人数が足りない場合は他課、他部から応援を募り組織を構築する。次頁表 2-2 に各担当が受け持つ主な業務を示す。

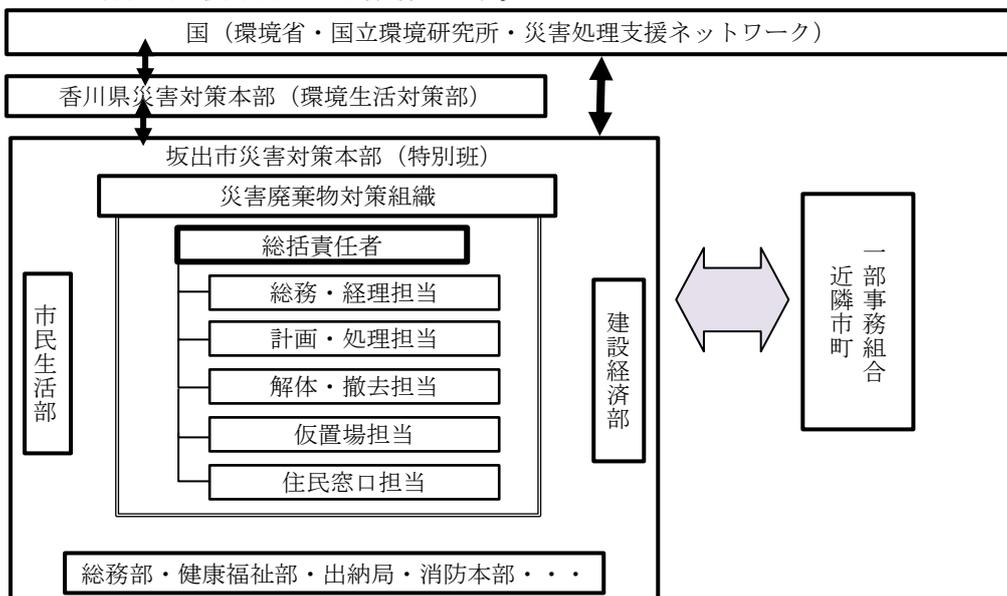


図 2-2 災害廃棄物対策における内部組織体制

(3) 災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物の処理対策に関する業務は、坂出市地域防災計画により生活環境課が行うことが定められており、災害時における生活環境課の分掌事務内容が表 2-1(略)の通り示されている。また、図 2-2 で示した災害廃棄物対策組織内の各担当が受け持つ業務内容を表 2-2 に示す。

表 2-2 発災後の初動期における業務概要

担 当	業 務 内 容
総務・経理担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理(防災部署との連携も含む。) 職員参集状況の確認と人員配置 廃棄物対策関連情報の集約 災害対策本部との連絡 事業者への指導(産業廃棄物管理) 県および他市町等との連絡 応援の要請(広域処理関係)
計画・処理担当	避難所および一般家庭から排出されるごみの収集・処理 仮設トイレの設置、維持管理、撤去 し尿の収集・処理 一般廃棄物処理施設の点検
解体・撤去担当	家屋の解体撤去
仮置場担当	仮置場の開設と管理運営、指導
住民窓口担当	市民へ災害廃棄物に係る広報 相談・苦情の受付

(4) 留意事項

内部組織体制構築にあたり以下の点を考慮する。

① 土木・建築系職員の確保

災害廃棄物処理では、家屋解体や散乱の回収など土木・建築工事が中心であり、廃棄物の収集・運搬、処理・処分発注も実施する必要がある。家屋の解体撤去に関する手続きや一連の業務は、設計書等を速やかに作成できる土木・建築系の職員が所属する課で実施する。

② 災害対応経験者(アドバイザー)の受け入れ

必要に応じて阪神・淡路大震災や東日本大震災等を経験した他自治体職員の応援を要請する。災害廃棄物処理に関する業務は、通常業務と併せて膨大なものになるため、職員派遣については期間ではなく実際の作業量に合わせて検討する。

③ 専門家や地元業界との連携

災害廃棄物は、通常、市で取り扱う廃棄物とは量や性状が異なっており、市や一般廃棄物処理業者では対応できないこともある。このため、地元の建設業協会、産業廃棄物協会、浄化槽協会等の関係団体と、事前に災害廃棄物処理に関する協定を締結しておくことが有効である。また、発災時には学識経験者、各種学会組織等からの協力も重要である。

(以下略)

17-8 一般廃棄物処理施設

1 ごみ処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	規模 (t/日)	所在地
角山環境センター	坂出・宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	S60.9 H14.4	165	坂出市新浜町 6-51

2 し尿処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力 (kl/日)	処理方式	所在地
番の州浄園	坂出・宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13.4	85	膜分離高 負荷生物 脱窒素処 理方式	坂出市番の州 町 10-2

3 再生利用施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力 (t/日)	処理方式	所在地
坂出市リサイクルプ ラザ	坂出市	坂出市	H11.10	26.0	併用・再生	坂出市江尻町 24-1

4 埋立処分施設

名称	設置主体	所在地	埋立開始年月	全体容量(m³)
坂出環境センター	坂出市	坂出市府中町 6870	H3.4	383,500

5 終末処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年	処理能力 (m³/日)	処理方式	所在地
大東川浄化 センター	(財)香川県下 水道公社	坂出市 宇多津町 丸亀市 綾川町	S60	24,000	標準活性 汚泥法	宇多津町字吉田 4001-4

17-9 一般廃棄物収集運搬車両

(令和4年4月1日現在)
(積載量単位: ごみ t, し尿 kl)

ごみ収集運搬車						し尿収集運搬車					
直営		委託		許可		直営		委託		許可	
台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
24	46	6	12	58	283	11	28	0	0	19	73

17-10 香川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む)において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施および遺体の適切な取扱いに対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報
- (2) 県内市町及び火葬場設置者並びに近隣の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先およびその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

- (1) 市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資器材等の確保

- ・ 棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者または関係団体との協定の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両としての事前届出

- (2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等に関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

- (1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被害状況の把握

- (1) 被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力および応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)
- (3) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援、協力

- (1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。(様式第3号)
- (3) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第2号および第3号を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(様式第5号の1、第5号の2、第6号)
- (2) 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合にあっても同様とする。(様式第7号)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

- (1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)
- (3) 県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

(1) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
(様式第8号)

(3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9 火葬に係る特例的取扱

(1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

(2) 県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10 引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11 火葬実績の報告

(1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

(1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成25年10月1日から適用する。

災害緊急

様式第 1 号(第 3 の 2(2)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

火葬場被災状況等報告書(第 報)

年 月 日に発生した災害等()による被災状況等を報告します。

火葬場名称			
点検日時			
被災状況	火葬炉本体		
	火葬炉付帯設備		
	建屋		
	進入路		
	その他		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし		(最大火葬数: 体/日)
	<input type="checkbox"/> 一部稼働		(最大火葬数: 体/日)
	復旧見込み	通常稼働:	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不能		
	復旧見込	一部稼働:	年 月 日
		通常稼働:	年 月 日
その他	<input type="checkbox"/> 不明		<input type="checkbox"/> 調査中
	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()	
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()	
	復旧時の応援の必要性(内容:)		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話番号	(内線)	
	FAX		
	E-メール		

- ※1 原則として、震度 5 弱以上の地震が発生した場合に報告すること。
- ※2 上記以外であっても、火葬場に被害を生じた場合は報告すること。

災害緊急

様式第 2 号(第 3 の 3(1)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

(市町長
課取扱)

広域火葬応援要請書(第 報)

年 月 日に発生した災害等()により、当市町内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所	<input type="checkbox"/> 市町内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ※感染症大流行の場合には、市町内全域にチェックを入れること。		
死亡者数 ※災害以外の死亡者も含む。	月 日 時現在	死亡者数 内 訳	大人： 人
	(前報比増減数 人)		小人： 人
行方不明者	人		胎児： 人
火葬等 応援要 請事項	月 日 時現在	遺 体 数 内 訳	不明： 人
	(前報比増減数 人)		大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
その他			
連絡・調整 担 当 者	担当部局名		
	職名・氏名		
	電話番号	(内線)	
	FAX		
	E-メール		

注) 小人とは、原則として 12 歳未満の子どもとする。

災害緊急

様式第 3 号(第 3 の 3(2)関係)

年 月 日

火葬場設置者 殿

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

広域火葬協力依頼書(第 報)

年 月 日に発生した災害等()により、多数の死亡者が発生し、広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。

つきましては、貴火葬場において可能な協力内容についてご回答願います。

火葬応援を要する被災市町名				
火葬応援要請の内容	月 日 時現在合計遺体数			
	(前報比増減数		体 体)	
	うち火葬応援要請遺体 (前報比増減数	体 体)	内 訳	大人： 人
				小人： 人
胎児： 人				
不明： 人				
備考				
連絡・調整担当者	担当部局名			
	職名・氏名			
	電話番号	(内線)		
	FAX			
	E-メール			

注) 小人とは、原則として 12 歳未満の子どもとする。

災害緊急

様式第 4 号 (第 3 の 3(3) 関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

広域火葬協力回答書

年 月 日付け(第 報)をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	可能 ・ 不可能(今後の応援協力の可能性)						
火葬場 名称							
火葬場所在地							
最寄り高速道路及び IC 名	自動車道			IC			
受入可能遺体数	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	上記期間以外の火葬受入		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中
	最寄りのヘリポート等からの搬送のための車両整備		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中
火葬場内における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中	
火葬要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中						
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
	月 日()	時～	時	体	時～	時 体	
その他可能な協力内容							
連絡担当者	担当部課係						
	職名・氏名						
	電話番号		(内線)				
	FAX						
	E-メール						

災害緊急

様式第 5 号の 1(第 3 の 4(1)関係)

年 月 日

(市町長 殿
課 扱)

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書(被災市町用)

年 月 日付け(第 報)で要請のありました広域火葬について、
別添のとおり応援火葬場を割り振りましたので通知します。
なお、詳細については別途当該火葬場と直接協議・調整されるようお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振(計画)表 (枚(No. ~)
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務 生活衛生諸営業グループ	
	職名・氏名		
	電話番号	087-832-3177	(内線)3260
	FAX	087-862-3606	
	E-メール	eisei@pref.kagawa.lg.jp	

災害緊急

様式第 5 号の 2(第 3 の 4(1)関係)

年 月 日

火葬場設置者 殿

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)

年 月 日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたのでご協力をお願いします。

なお、詳細については別途被災市町より直接協議・調整連絡がありますのでよろしくをお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振(計画)表 (枚(No. ~)
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ	
	職名・氏名		
	電話番号	087-832-3177	(内線)3260
	FAX	087-862-3606	
	E-メール	eisei@pref.kagawa.lg.jp	

応援火葬場割振り(計画)表

年 月 日現在 No.

遺体搬入 被災市町		担当部課係 担当者及び 電話・FAX	応援火葬場 名称及び 所在地	担当部課係 担当者及び 電話・FAX	最寄りの IC へリポート	受入可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合 は, 2 段書き)	左記月日以 降の受入	被災地火葬 場要員派遣	備 考
1		電話 FAX		電話 FAX		月 日 時	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
						体			
						月 日 時	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
						体			
						月 日 時	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	
体									
2		電話 FAX		電話 FAX		月 日 時	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
体						月 日 時	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
体						月 日 時	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	
体						月 日 時			
体						月 日 時			
3		電話 FAX		電話 FAX		月 日 時	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
体						月 日 時	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
体						月 日 時	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	
体									

						月	日	時			
						体					
						月	日	時			
						体					
4		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
						体			<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
						月	日	時	<input type="checkbox"/> 檢討中	<input type="checkbox"/> 檢討中	
						体					
						月	日	時			
						体					
5		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
						体			<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
						月	日	時	<input type="checkbox"/> 檢討中	<input type="checkbox"/> 檢討中	
						体					
						月	日	時			
						体					

災害緊急

様式第 7 号(第 3 の 5(1)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

火葬要員及び燃料・資器材の手配要請書

このことについて、次のとおり [火葬要員・燃料・資器材] の手配を要請します。

※[]内の該当する項目に○印をつけること。

火葬場名称 及び所在地	
----------------	--

1. 火葬要員派遣要請の内容			
派遣要請要員数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の 職務内容			
2. 必要な燃料・資器材の内訳			
種 類	数 量	備 考(期 限 等)	
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電 話 番 号	(内線)	
	FAX		
	E-メール		

災害緊急

様式第 8 号(第 3 の 6(2), 第 3 の 7(2)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

(市町長
課取扱)

遺体保存用資器材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、次のとおり [遺体保存用資器材・遺体搬送応援] の手配を要請します。

※[]内の該当する項目に○印をつけること。

1. 必要とする遺体保存用資器材の内容		
種 類	数 量	備 考(期限及び搬入場所等)
2. 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所 名称・所在地	体	大人： 体
搬送先 名称・所在地	(前回要請比増減数： 体)	小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体	大人： 体
搬送先 名称・所在地	(前回要請比増減数： 体)	小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体	大人： 体
搬送先 名称・所在地	(前回要請比増減数： 体)	小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
連絡・調整 担 当 者	担当部課係	
	職名・氏名	
	電 話 番 号	(内線)
	FAX	
	E-メール	

注) 小人とは、原則として 12 歳未満の子どもとする。

災害緊急

様式第 9 号(第 3 の 11(1)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

広域火葬実施日報(応援火葬場用)

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地										
広域火葬 依頼市町 1	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(体)			体(体)			体(体)			
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()									
広域火葬 依頼市町 2	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(体)			体(体)			体(体)			
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()									
広域火葬 依頼市町 3	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(体)			体(体)			体(体)			
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()									
そのたの応援事項										
連絡・調整 担 当 者	担当部課係									
	職名・氏名									
	電話番号	(内線)								
	FAX									
	E-メール									

注 1) 総計及び内訳欄の()内には、累計の数字を記入すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害時による死亡」として計上すること。

災害緊急

様式第 10 号(第 3 の 12(3)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

(市町長
課取扱)

広域火葬依頼実績報告書(被災市町用)

当市町から応援火葬場への広域火葬依頼実績を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地								
	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳					
			災害等による死亡(体)			災害等による死亡(体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
火葬場依頼実績	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数：					件	体	
	ヘリポート等における動員人数等：		延		日		人	
	その他()							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電話番号							
	FAX							
	E-メール							

- 注 1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。
 注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。
 注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害時による死亡」として計上すること。

災害緊急

様式第 11 号(第 3 の 12(4)関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

火葬実施報告書(市町分)

当火葬場において、 市町から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地								
火葬場依頼実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳					
			災害による死亡(体)			災害による死亡(体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数： 件						体	
	ヘリポート等における動員人数等： 延						日	人
	その他()							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電話 番 号							
	FAX							
	E-メール							

- 注 1) 本票は、広域火葬に応援・協力した火葬場が市町村ごとに作成すること。
 注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。
 注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害時による死亡」として計上すること。

参考様式

※ 第5号様式の2「応援火葬場割振通知書」を受けて、関係市町が広域火葬協力火葬場と詳細を協議・調整する場合の参考にしてください。

災害緊急

年 月 日

火葬場設置者 殿

(市町長
課取扱)

広域火葬協力依頼書(第 報)

年 月 日付けで香川県健康福祉部長から通知のあった広域火葬について、次のとおりご協力をお願いします。

協力依頼火葬場名称	
-----------	--

番 号	1	2	3
火葬実施日	月 日()	月 日()	月 日()
到着予定日	時 分	時 分	時 分
火葬開始時刻	時 分	時 分	時 分
氏 名※			
住 所			
性 別			
区 分	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明
死亡原因	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他
死亡届出	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未
火葬許可書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
死亡診断書等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
遺体搬送方法	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶
搬送職員数 及び責任者名	人	人	人
同行遺族人数	人	人	人
持 参 品	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()
備 考			

※死亡者氏名が不明の場合は、氏名欄に遺体安置所における識別番号等を記入しております。

連絡担当者	担当課名：	担当者氏名：
	電 話：	FAX：

17-11 火葬場・墓地等

火葬場

火葬場	名 称	坂出市営田尾火葬場
	所在地	坂出市常盤町 2-1-1
	電 話	0877-46-4741
	炉 数	5
所 管	部・課名	市民生活部 生活環境課
	電 話	0877-46-4503
	F A X	0877-46-4534

墓地

所 管	部・課名	健康福祉部 けんこう課
	電 話	0877-44-5006
	F A X	0877-44-5068